

第 1 章 基本的事項

第 1 節 計画策定の経緯、趣旨

本県では、健康づくりから疾病の予防、治療さらにはリハビリテーションまで一貫した包括的な保健医療体制の整備充実を図るため、昭和 60 年 3 月「山梨県地域医療計画」を策定しました。

また、昭和 62 年 12 月には、医療法の一部改正を受け、医療圏及び必要病床数の設定に関する事項を加え、保健部門を中心に必要な補正を行い、医療法に基づく医療計画として「山梨県地域保健医療計画」を策定しました。

その後、ほぼ 5 年ごとに所要の見直しを行いながら、本県における保健医療体制の整備や各種の施策の推進を図ってきたところです。

しかし、少子高齢化の急速な進展や生活習慣病の増加に伴う疾病構造の変化、医療技術の進歩など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、平成 15 年に健康づくりや疾病予防を積極的に推進することを目的とした健康増進法が施行され、平成 17 年には予防重視型システムへの転換など制度の持続可能性を確保するために介護保険制度の見直しなどが行われました。

また、第 5 次医療法改正（平成 19 年 4 月施行）が行われ、医療計画についても、これまでの基準病床数に関する事項等に加え、新たに、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病に係る予防及び治療に関する事項、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の確保に必要な事業に関する事項、さらにこれらの疾病及び事業に係る医療提供施設相互の医療連携体制に関する事項が定められるなど、患者本位の安全で質の高い効率的な医療提供体制の確保を図るために必要な見直しが行われたところです。

これらの見直しを踏まえ、具体的な数値目標の設定や事後評価により改善を図ることができる計画を策定し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、今回、計画の見直しを行い、新たに「山梨県地域保健医療計画」を策定することとしました。

第 2 節 基本理念

県民すべてが、生涯にわたって健やかで安心して暮らしていくことができる社会づくりを目指し、県民自らの自主的な健康づくりへの支援や地域保健医療の総合的な体制整備に取り組みます。

第 3 節 医療計画の位置づけ

医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく計画です。

本県の保健医療分野を統括する計画です。

介護保険事業支援計画（健康長寿やまなしプラン）、健康増進計画（健やか山梨 21）及び医療費適正化計画等との調和を図った計画です。

第 4 節 医療計画の期間

平成 20 年度を初年度とし、平成 24 年度を目標年度とする 5 か年計画とします。

ただし、保健医療を取り巻く状況の変化により必要に応じて見直しを行います。